

# 令和7年度団体育成事業補助対象経費

公益財団法人高知県スポーツ協会

【補助対象経費】 諸謝金、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、手数料、保険料

科目	支出基準（補助対象経費限度額）	証拠書類の整備・注意事項
諸謝金	県外講師：5万円以内 県内講師：1万円以内・・・大学教授等、ドクター ：5千円以内・・・公務員、栄養士、トレーナー 一般（運営委員、役員、審判員等）	① ただし書きは必ず記入すること。 ② <u>住所・氏名</u> は自筆とすること。 注) 謝金に伴う源泉徴収税 <b>10.21%</b> を含む。 平成25年1月1日から令和19年12月31日まで、復興特別所得税を併せた源泉所得税を徴収。
旅費交通費	（宿泊費） 9,800円以内（1泊2食）、 7,300円以内（素泊）素泊時の朝食1,000円夕食1,500円以内	宿泊先（ホテル、旅館）又は、旅行代理店の発行（パック料金等）する、宿泊日、人数、単価等が記載された領収書を添付する。
	（交通費） 実費 注) バス借上料、有料道路の通行料、駐車料、自家用車：ガソリン代等 注) パック旅行代も可	交通費の領収書は、業者（会社）の発行するもの。また、領収書に明細がない場合には、明細が記載された請求書を必ず添付する。 <u>ガソリン代は満タンで出発し、事業終了後満タン給油した分のみ補助対象とする。※レシート可</u> <u>ただし、往復100km未満の場合は、往復距離（小数点切り捨て）の1km29円で計算すること。</u> <b>【例】</b> 片道10.8kmの場合 10.8km×2=21.6km（往復距離） 21km×29円=609円 ※別紙「 <b>交通費根拠書類</b> 」にご記入ください。 高速通行料金は、現金またはクレジットカードの領収書を添付する。また、ETC使用時は必ず利用証明書を添付すること。
通信運搬費	事業の連絡用切手代実費等	購入先の発行する領収書。単価・明細等を明記する。
消耗品費	競技用品等 注) 金券等は対象外	購入先の発行する、購入物品、購入数が記載された領収書を添付する。また、領収書に明細がない場合は、明細の確認できる書類（レシート等）を添付すること。
印刷製本費	プログラム、ポスター、チラシ等	購入先の発行する、購入物品、購入数が記載された領収書を添付する。また、領収書に明細がない場合は、明細の確認できる書類（レシート等）を添付すること。
賃借料	会場借上料（照明・冷暖房費含む）	使用した会場・施設の管理者・所有者の発行する請求明細書、領収書を添付すること。請求明細書がない場合は、利用日時が記載されている利用承認書等を提出する。
手数料	振込手数料	購入先の発行する領収書。単価・明細等を明記する。※各種競技大会への参加申し込み等は対象外とする。
保険料	スポーツ安全保険等	加入先の発行する領収書。単価・明細等を明記する。

< 注意事項 >

- 経費の領収証等証拠書類は、各事業ごとに完備し領収書（コピー可）を提出すること。  
また、競技団体は、交付要綱第13条第2項により、事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 領収書のあて名は競技団体名を記入すること